二　申請に係る指定養殖業の種類
三　使用する養殖場の名称、その所在地及びその面積
四　養殖することを希望する水産動植物の種類及びその量
（削る。）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　個人にあっては、次に掲げる書類
イ　住民票の写し
ロ　財産に関する調書
二　法人にあっては、次に掲げる書類
イ　定款
ロ　登記事項証明（目的、名称、事務所（二以上ある場合にあっては、主たる事務所）及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書に限る。）
ハ　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
三　登記事項証明書その他の養殖場の所在地を証明することができる書類
四　申請に係る養殖場を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面
五　二人以上が共同して申請する場合には、当該養殖業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書面
六　法第三十条において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四十一条第一項第二号から第四号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
3　（略）
（許可証）
第三条　農林水産大臣は、許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付するものとする。
一　指定養殖業の種類
二　許可の年月日及び許可の番号
三　氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
四　養殖場の名称、その所在地及びその面積
五　養殖場において養殖することができる水産動植物の種類及び量
六　許可の有効期間
七　許可の条件
（指定養殖業の制限措置）
第五条　法第三十条において準用する漁業法第四十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　許可をすべき指定養殖業に係る水産動植物の総量
二　養殖場の総面積
三　養殖場の数

二　申請に係る養殖場を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面　（新設）
三　申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書（目的、名称、事務所（二以上ある場合には、主たる事務所）及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。）並びに最近の貸借対照表及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類　（新設）
四　二人以上が共同して申請する場合には、当該養殖業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書面　（新設）
五　申請が法第三十条において準用する漁業法第五十九条（第四号を除く。）の規定によってする許可に係るものである場合には、これらの規定のいずれかに該当することを証する書類　（新設）
2　（略）
（許可証の様式）
第三条　法第二十六条第六項の規定により交付する許可証の様式は、別記様式第二号による。　（新設）